

京都市消防局訓令乙第9号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表音楽隊員の項を次のように改める。

音 楽 隊 員	合 冬 帽	1 以 上	5	年
	夏 帽		2	年
	合 冬 服		5	年
	夏服（上衣）		1	年
	夏服（ズボン）		2	年
	演 奏 靴		1	年

附 則

この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

(消防局総務部施設課)